

第 6 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和3年12月16日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第6回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和3年12月16日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時48分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第14号)

議案第20号 指定管理者の指定について

議案第34号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第15号)

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について

②災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について

③令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害状況について

④林地開発許可制度実施要項の改正について

出席委員(8人)

委員長 末松直洋

副委員長 楠本千秋

委員 前川 收

委員 吉永和世

委員 瀧上陽一

委員 磯田 毅

委員 山本伸裕

委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内信義

政策審議監 阪本清貴

生産経営局長 下田安幸

農村振興局長 渡邊昌明

森林局長 大岩禎一

水産局長 山田雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 深川元樹

団体支援課長 加藤栄一

流通アグリビジネス課長 中島 豪

首席審議員

兼農業技術課長 酒瀬川美鈴

農産園芸課長 楮本亮治

政策監 武田好文

畜産課長 上村佳朗

農地・担い手支援課長 高野 真

農村計画課長 清藤浩文

農地整備課長 青木公平

むらづくり課長 吉住俊郎

技術管理課長 徳永昭彦

森林整備課長 笹木征道

林業振興課長 山下裕史

森林保全課長 中尾倫仁

水産振興課長 堀田英一

漁港漁場整備課長 植野幹博

農業研究センター所長 山下浩次

事務局職員出席者

議事課主幹 平江正博

政務調査課主幹 小田裕一

午前9時58分開議

○末松直洋委員長 ただいまから第6回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

なお、今回の委員会からインターネット中継が行われます。委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますよう、お願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 おはようございます。よろしくお申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、2点御報告させていただきます。

まず、1点目は、12月3日に南関町で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置についてです。

今回の鳥インフルエンザへの対応につきましては、建設業協会、農業団体に加え、南関町をはじめ、地元自治体や国など、多くの関係機関のお力添えもいただきながら、県職員を中心として防疫措置に取り組みました。

その結果、国の防疫指針の目安である72時間より約18時間早く、54時間8分で防疫措置を完了することができました。

県議会の皆様からも多くの励ましをいただき、誠にありがとうございました。

詳細は、後ほど農林水産政策課長から説明させますが、発生時の速やかな防疫措置はもとより、発生させないことが最大の防疫との観点で、現在、知事による消毒命令により、飼養衛生管理基準の徹底を図っております。

引き続き、緊張感を持って、当部が中心となり、全庁的な対応体制を維持してまいります。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症に対する取組についてです。

令和2年1月から今年10月までの22か月間の県産農林水産物への影響額は、累計で139億円となりました。前回9月委員会御報告後の増加額は、2か月で3.5億円となっております。畜産物及び水産物で影響の緩和が見られる一方で、主食用米においては、全国的な在庫増加により、安価な県外産米が流入し、県産米の販売数量や販売単価に影響を及ぼした結果、新たに2億円の影響額が生じております。

引き続き、本県農林水産業への影響を注視し、農林漁業者の方々に状況に即した切れ目のない支援が届くよう、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明させていただきます。

予算関係が2件、条例等関係が1件、報告関係が3件となっております。

まず、予算関係では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援、令和2年7月豪雨からの復旧、復興、今年8月の大雨からの復旧などに鳥インフルエンザの防疫措置等に係る経費を加え、総額14億円余の増額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて825億円余となります。

また、年間を通じた事業執行の平準化を図るためのいわゆるゼロ国債、ゼロ県債の設定や繰越明許費の設定も併せて提案しております。

その他、条例等関係では、指定管理者の指定1件を提案しております。

また、報告関係として、職員による交通事故に係る専決処分の報告が3件ございます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

さらに、その他報告事項といたしまして、

新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響、建設常任委員会との共通の報告事項である災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等のほか、令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害状況、林地開発許可制度実施要項の改正についての4本につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○末松直洋委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)について御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和3年度11月補正予算総括表でございます。

表の左から3番目の欄、11月補正額(B)の欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の11月補正の合計額は、14億6,700万円余の増額補正で、11月補正後の総額は、同じく合計額の一番右のとおり、825億2,500万円余となっております。

内容としましては、冒頭の部長の総括説明にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応に加え、今年12月3日に発生した鳥インフルエンザ関係予算を追号として提案しております。

ここで、別にお配りしている農林水産常任委員会参考資料、南関町で発生した高病原性鳥インフルエンザについてを御覧ください。

この参考資料により、今回の防疫措置に係る対応の概要を御説明させていただきます。

参考資料1ページをお願いします。

1、これまでの対応状況等は、防疫措置の概要を時系列で取りまとめたものです。

農場の概要は、玉名郡南関町肉用鶏約6万7,000羽でございました。

まず、12月2日午前11時30分に農場より通報があり、16時、簡易検査で陽性判明、その1時間半後の17時30分に、知事を本部長とする第1回防疫対策本部会議を開催しております。

その日の深夜、12月3日の0時30分には、第1クールの県職員約200名が県庁を出発し、午前4時に疑似患畜と判定されると同時に殺処分を開始し、県内6か所の消毒ポイントも順次運営開始しました。

2ページをお願いします。

殺処分開始後、23時間52分後となる12月4日午前3時52分に殺処分を完了し、午前11時に第2回防疫対策本部会議を開催、これまでの経緯を報告しております。

12月5日の午前10時8分には防疫措置を全て完了し、目標としていた72時間以内を大幅に前倒しする54時間8分での完了となりました。

12月6日午前9時、第3回防疫対策本部会議を開催し、防疫措置完了を報告するとともに、県内全域の養鶏場に対して、知事による消毒命令を発出いたしました。

また、同日の14時、今回の鳥インフルエンザの遺伝子検査結果が判明し、H5N1亜型と判明しております。

3ページを御覧ください。

4、養鶏場の確認検査等についてですが、(3)県内の養鶏場205農場全てについて、12月3日までに全農場で異常がないことを確認済みで、現在も死亡羽数は正常と認められる範囲内となっております。

4ページをお願いします。

防疫措置の流れについて、フロー図にしております。

一番下、移動制限区域解除は、12月27日午

前0時の予定となっています。防疫措置完了が当初の予定時刻から大幅に前倒しされ、12月6日中に完了したため、移動制限解除予定日も1日前倒しされております。

5ページは、知事による消毒命令についてまとめております。

下の枠囲み、3、実施の期日のとおり、12月7日から1月31日までを期日として、県内の全養鶏農家205戸に対し、命令を発しております。

6ページをお願いします。

県内の養鶏飼養状況になります。

玉名管内が、県内で最も多い約150万羽を飼養しております。

7ページは、発生農場と各消毒ポイントの位置を示した地図です。

県内6ポイント、県外1ポイント、計7ポイントについては、現在も民間の警備会社に委託して稼働中です。漸減させながら、移動制限区域が解除となる12月27日まで設置予定となっています。

8ページ以降は、時系列で現場写真を掲載しております。

10ページに殺処分の状況、11ページに防疫措置完了後の状況をおつけしております。

今回の鳥インフルエンザの対応につきましては、県議会の議員の方々からも多くの激励、御協力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

今年度、高病原性の鳥インフルエンザは、全国で発生しており、まだまだ予断を許さない状況が続きます。

今後とも、生産者、市町村、関係団体と連携を密にし、万全の体制を築きながら対応してまいります。

それでは、元の農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)にお戻りください。

17ページをお願いします。

引き続き、補正予算関係の総括説明で、令

和3年度繰越明許費でございます。

設定額につきましては、今年度の各事業の進捗状況等を踏まえて算出しております。

一番下の合計額、農林水産部全体で303億5,700万円となっております。

総括説明は以上です。

それでは、各課から、11月補正の内容につきまして、主なものについて御説明申し上げます。

4ページをお願いします。

農林水産政策課になります。

上から2段目、農業公園費、債務負担行為の追加になります。

一番右、説明欄にありますとおり、農業公園管理運営業務について、令和4年度から8年度までの5年間の債務負担行為を設定するものです。後ほど御説明いたします指定管理者の指定に伴うものです。

農林水産政策課は以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の農業改良普及管理運営費の説明欄、普及指導高度化推進事業は、コロナ対策として、栽培指導をオンラインで実施するための動画編集ソフトや撮影用カメラ等機器の導入に要する経費でございます。

4段目の農業気象対策事業費は、説明欄のとおり、営農対策として、阿蘇火山等の降灰量などを調査委託する業務で、令和4年度も年度当初から継続して調査を実施するための債務負担行為の追加でございます。

農業技術課は以上でございます。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の野菜振興対策費、説明欄の新型コロナ事業者支援緊急対策事業(農産園芸)は、

新型コロナによりまして、消費減少や販売価格の低迷等が生じております県産農産物の販売拡大等の取組に対する助成でございます。

米価下落や在庫が増加しております主食用米につきましては、農業団体が実施します消費地での販路開拓の取組を、また、花や野菜につきましては、生産部会や農業法人が実施します販促等の取組を支援いたします。

2の畑作構造転換事業は、畑作農業の大規模化に対応するための機械導入に対する国の補助事業でございますが、バレイショの選別機導入等の追加要望に伴う増額でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

7ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金ですが、説明欄1の畜産クラスター事業国庫返納金は、事業で取得した財産、乳用牛の処分に伴う国庫支出金返納金でございます。

2の畜産再編総合対策事業国庫返納金及び3のひと・うし・しごとづくり事業国庫返納金は、事業で整備した畜舎等の施設の処分に伴う国庫支出金返納金でございます。

下段の畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄の新型コロナ事業者支援緊急対策事業(畜産)は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費減少等の影響が出ている県産畜産物の販路拡大等への助成を行うものでございます。

具体的には、海外向けのPRコンテンツ制作への助成や牛肉輸出認定施設の機能強化のための補改修等への支援及び天草大王の新たな販売先の開拓や販売力の向上に対する支援を行います。

8ページをお願いします。

2段目の家畜保健衛生所整備費でございます。

説明欄の家畜保健衛生所野生動物専用検査施設整備事業は、豚熱ウイルス等を媒介する野生動物の専用検査施設整備に要する経費でございます。野生動物と家畜を明瞭に区分して検査することにより、交差汚染防止を図るため、中央家畜保健衛生所に野生動物専用の検査施設整備を行うものでございます。

3段目の家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄1の野生イノシシ豚熱検査体制強化事業は、野生イノシシの豚熱サーベイランス強化のための検査に要する経費でございます。野生イノシシにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を把握することにより、万一感染イノシシが本県に侵入した場合に、迅速に養豚農場の防疫対策を強化し、家畜での発生予防を行うものでございます。

2の鳥インフルエンザ防疫強化対策事業は、令和3年12月3日に南関町で発生いたしました鳥インフルエンザの防疫措置に関する経費で、発生農場における殺処分や消毒ポイントの設置運営等に要する経費でございます。また、影響を受けた畜産農家の経営再開または維持に要する資金に対して、団体支援課において、融資枠を20億円とする利子補給助成による無利子化等の支援策を予定しております。

畜産課は以上でございます。

○清藤農村計画課長 農村計画課でございます。

9ページをお願いします。

2段目の農業農村整備調査計画費については、説明欄のとおり、流域治水対策の一環である田んぼダムの取組を推進するための実証実験に要する経費でございます。

具体的には、水田の最大貯留効果や畦畔整備の経済性、施工性を検証するため、実証事業区域内の一部の水田について、低くなった畦畔の再築造やあぜ塗りによる補強を行うも

のです。また、水田の下にある砂利層を活用した地下浸透効果を検証するため、地下浸透ますの設置を行うものです。

農村計画課は以上です。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金については、過年度に実施した農業農村整備事業の事業費確定に伴う市町村負担金の返納金です。

4段目の農業生産基盤整備事業費については、債務負担行為の追加を求めるものです。

例年、国からゼロ国債が措置されており、これは、今年度中に令和4年度の工事を前倒しで発注するための予算措置であり、工事の早期発注を図るものです。

このため、県としても、債務負担行為を追加し、予算を確保したいと考えています。説明欄のとおり、農業生産基盤整備事業の七城北部地区ほか1地区を予定しております。

6段目の海岸保全事業費については、説明欄のとおり、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費で、8月11日からの大雨で農地海岸に漂着した流木等の処理に要する経費です。

11ページ、2段目の団体営農地等災害復旧費については、8月11日からの大雨により被災した農地や農業用施設の復旧のため、9月議会で補正を行ったところですが、その後、被害報告に追加があったことから、再度予算の補正が必要となったものです。

3段目の県営農地等災害復旧費については、8月11日からの大雨により被災した宇城市三角の農道の復旧を行うため、9月議会で補正を行ったところですが、その後、被害報告に追加があったことから、再度予算の補正をするものです。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料12ページをお願いします。

上段は、中山間直接支払事業の国庫返納金でございます。

各市町村での面積減並びに算定の誤り分を今回補正するものでございます。例年、この時期に補正をお願いしております。

中段のコロナに負けないくまもとジビエ事業者緊急支援事業は、コロナ禍で飲食店が営業自粛をしまして、その影響で、県内のイノシシや鹿を食肉として処理する施設も非常に厳しい状況にあります。その施設が行う販路拡大や機械導入による体質強化など、反転攻勢に要する経費を緊急に支援するもので、コロナ対策としてお願いをいたしております。

下段につきましては、多面的機能支払事業の国庫返納金でございます。こちらは、活動を終了する組織の清算に伴う国庫返納金です。

具体的には、令和2年7月豪雨で被災した人吉市の球磨川沿いの地区で河川改修計画が具体化し、同地区の多面的組織が活動を終了いたします。このことに伴っての返納ということになります。

中山間直接支払事業、多面的機能支払事業とも国費に県費を加えて交付しておりますので、市町村からの返納があった場合、県の分を差し引いて、国庫に返納をいたします。

むらづくり課は以上です。

○徳永技術管理課長 技術管理課でございます。

13ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注する公共工事の積算資料とするため、建設資材単価の調査を行うものでございます。本業務に4月から取りかかるために、3月までに委託契約を行う必要があるこ

とから、債務負担行為を追加したいというものでございます。

説明は以上でございます。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございます。

14ページをお願いします。

2段目の浅海増養殖振興事業費で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、生食用カキとして流通するクマモト・オイスターについて、食品衛生法の衛生基準を満たしているか、出荷期間中に定期的な検査を行うものですが、年度当初から事業を実施するため、年度内に契約を行う必要があります。諸手続や準備期間を考慮しまして、今回の補正予算で債務負担行為をお願いするものです。

次に、3段目の水産物流通対策事業費でございますが、説明欄のくまもとの魚販路拡大等緊急支援事業につきましては、コロナ対策として、感染拡大に伴う価格低迷等の影響が出ている県産水産物を学校給食等へ提供する取組に対し助成するものです。具体的には、価格の低下が続いている養殖魚を対象に行うものでございます。

水産振興課は以上でございます。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

15ページの2段目の水産環境整備事業費は、覆砂や作滞による干潟漁場の環境改善を行う事業で、説明欄のとおり、熊本有明地区における工事のノリ養殖への影響を避けるために、年度初めから工事に着手できるよう、ゼロ国債を設定するものです。

4段目の漁港関係海岸保全事業費は、今年8月11日から大雨により、宇城市管理の御船漁港海岸ほか3海岸に漂着しました流木等の処理に対する助成に要する経費です。

5段目の単県漁港改良事業費は、郡浦漁港

海岸において消波ブロック工事を施工するものですが、2段目の水産環境整備事業費と同様、ノリ養殖への影響を避けるために、ゼロ国債を設定するものです。

16ページをお願いします。

1段目と4段目と5段目は、同じく、ノリ養殖への影響回避のためのゼロ国債の設定でございます。

1段目の漁港施設機能強化事業費は、塩屋漁港における物揚げ場の耐震工事を行うものです。

4段目の漁港関係港整備事業費は、塩屋漁港ほか6漁港における防波堤補修や泊地しゅんせつなどを行うものです。このうち、1か所は、ノリ養殖への影響回避ではなくて、牛深ハイヤ大橋に関するものです。24日の通行再開に向けて応急対策工事を進めておりますが、応急対策工には、一部仮設の資機材を使用しております。それを4月以降も継続して使用するために、その賃料分について債務設定をするものでございます。

5段目の水産生産基盤整備事業費は、熊本市管理の天明漁港における物揚げ場整備や泊地しゅんせつなどを行うものです。

3段目の漁村再生整備事業費は、苓北町管理の志岐漁港における臨港道路工事におきまして、仮設工の追加が必要になったために、それに要する予算の追加でございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課です。

18ページをお願いします。

ここからは、条例等関係になります。

議案第20号、指定管理者の指定についてになります。

19ページにて御説明させていただきます。

熊本県農業公園指定管理候補者の選定についての概要です。

1、選定の経緯のとおり、今年8月31日か

ら募集を開始し、10月26日に指定管理候補者選考委員会を開催しております。

今回申請がありましたのは、3、指定管理候補者選考委員会による審査結果等の申請状況のとおり、現在の指定管理者である公益財団法人熊本県農業公社のみでございました。

2つ下の欄、選考委員会からの意見のとおり、指定管理候補者として、公益財団法人熊本県農業公社が適当との意見をいただいております。

18ページにお戻りください。

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの指定期間で指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がありますため、提案させていただいております。

農林水産政策課は以上です。

○深川農林水産政策課長 引き続き、20ページをお願いします。

ここからは、報告関係になります。

報告第2号、専決処分の報告です。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定で3件報告させていただきます。

まず、21ページにより説明させていただきます。

事故の概要ですが、令和3年1月29日に五木村で発生した交通事故に伴うものです。

事故の当事者は、球磨地域振興局森林保全課の技師で、相手方は、五木村森林組合の車両です。

一番下の6、事故の状況を御覧ください。

相手方車両の先導の下、路上の積雪により、相手方車両がスリップ、職員はブレーキをかけましたが、車両の操作が利かず、停止していた相手方車両の後部に衝突したものです。

4、過失割合のとおり、県の賠償責任が70%で、5、損害額及び損害賠償額のとおり、相手方損害額の県の負担額27万5,526円か

ら、県損害額の相手方の負担額16万1,003円を相殺しまして、損害賠償額として11万4,523円を賠償するものです。11月18日に示談が成立しております。

なお、当日の朝は雪は降っておらず、昼近くで天候が変わり降雪となったものと報告を受けております。

次に、23ページをお願いします。

交通事故関係の2件目です。

事故の概要ですが、令和3年7月26日に菊池市で発生した交通事故に伴うものです。

事故の当事者は、県北広域本部農地整備課の技師で、相手方は、個人車両です。

一番下、6、事故の状況を御覧ください。

駐車場において、出庫のための切り返しを行ったところ、駐車中の相手方車両に接触したものです。

4、過失割合のとおり、県の賠償責任が100%で、5、損害額及び損害賠償額のとおり、相手方損害額の全額8万8,867円を賠償するもので、11月22日に示談が成立しております。

次に、25ページをお願いします。

交通事故関係報告の3件目です。

事故の概要ですが、令和3年8月5日に熊本市で発生した交通事故に伴うものです。

事故の当事者は、県央広域本部農業普及・振興課の参事で、相手方は、個人の自転車です。

一番下、6、事故の状況を御覧ください。

職員が広域本部から公道に出ようと徐行を始めた際、左側から直進してきた相手方自転車と接触したものです。相手方にけがはなく、物損事故として処理されており、4、過失割合のとおり、県の賠償責任は90%でしたが、自転車の損害額が、県が加入する任意保険が算定した賠償額以下であったため、相手方損害額の全額1万6,050円を賠償するもので、11月22日に示談が成立しております。

交通事故防止につきましては、職場での研

修の実施や各種会議での注意喚起等、これまでも力を入れておりますが、今後は、これまでに以上に交通事故の防止に向けた取組を講じてまいります。

農林水産政策課は以上です。

○末松直洋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますよう、お願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 8ページをお願いしたいと思います。

畜産課の家畜衛生・防疫対策事業費ということで、先ほど別冊でも御説明をいただきました南関町で発生しました高病原性鳥インフルエンザの対策について、少しお話をお聞きしたいと思います。

まずは、防疫対策、本当に県庁の皆さん方や多くの関係者の皆さんのおかげをもって、非常に早期に解決をしたこと、終了したことを心から敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思っております。ありがとうございました。

ただ、この資料にもありますとおり、これは両方の資料を見ていきたいと思いますが、まず、今回県内3回目の発生だということでありますね。今年はもちろん初めてですけれども、3回目。2回目と3回目が南関町で発生しているということで考えると、先ほど、別紙にも県内の養鶏場の分布図がありますけれども、満遍なくどこにでもあるとい

う状況の中で、南関町で2回連続ということの因果関係というんですかね、何なのかということがやっぱり知りたいなということです。

もちろん、それをきちっと特定することは難しいというふうに思いますけれども、ある程度こういう状況があるから発生したんじゃないかという、いわゆる外から鳥インフルエンザが持ち込まれている経路というんですかね、経緯。それは、もちろん鳥ですから、両方とも同じ12月のこの時期でありましたけれども、渡り鳥がどこからかその病原を持って渡ってくる。その渡ってくる途中で、それが何らかの媒体を通しながらなのか、もしくは直接なのか、そこも分かりませんが、新聞では何か媒体を通したという話になっているようでもありますけれども、そういったことがあっているということでもあります。

ですから、やっぱりここにも書いてあるとおり、発生させないための取組、発生したら、もちろん速やかに防疫対策やらなきゃいけませんけれども、発生させないためには、農場内のハードの設備で防げるものなのかどうなのか。もしくは、ソフト対策でできるのか。もちろん100%は厳しいと思いますが、同じ場所で同じ地域で2回連続したということで考えれば、この発症した事例、前回の事例も踏まえて、しっかり検証を行っていただきたい。その検証結果に基づいて対策をやってもらいたいと思っております。

その対策というのは、ハードの部分、つまり、小動物が農場内に入ってきた、その農場内だけではなくて、その施設の中まで侵入しているのか。施設というのは、養鶏場そのものですね。鳥がいるところに入ったのか。もしくは、農場内ではあるけれども、鳥がいる場所には入っていないけれども、そこから先どうやって、今度はその菌というんですかね、それが入っていったのかについて、しっかり分かる範囲で今教えていただきたいと思いま

すし、分からないのであれば調べてもらいた
いと思いますが、いかがでしょうか。

○上村畜産課長 まず、農場内にウイルスが
入る流れでございますけれども、国の報告、
これまででございます中でも、渡り鳥がウイル
スを持ってくるのは間違いございません。それ
を、例えば農場の近くにあるため池等に渡
り鳥がすみつくといえますか、そこに定着し
まして、そのふんとかを小動物が踏んで持っ
てきているというのも1つあるのではないかと
いうことは言われています。

今回の農場に限って申し上げますと、半径
1キロより先にしかため池がございません。
しかも、そこにはカモ等はほとんどいなかっ
たという調査結果が出ております。

あと、国がこれまで有意差がございますの
が、100メートル以内にため池があった場合
に、特に発生しやすいというのがあります。

最初に委員のほうから御質問された、南関
町で2回あったのは何か因果関係があるの
ではないかというのは、ちょっと今のところは
判断できないところでございます。

1つあるのは、南関には、ほかの市町村よ
りも少し多めというか、鳥の農家の方は多い
と。ただ、農場の数で言いますと、ほかの市
町村のほうが多いところもございまして、
それはちょっと何とも申し上げられないと
ころではございます。

あと、菌を渡り鳥が持ってきて、ふんを落
としたということから広がることを考えまし
ても、それぞれの農場がしっかり防疫措置を
するというのが一番の防疫になるわけでござ
いまして、飼養衛生管理基準というのに基づ
いて、各農場はされているところではござ
います。

ただ、それ以上にもっとちゃんとやりたい
、例えば外側に柵を造りたいとかの要望が
もしあれば、そういうのは、消費・安全対策
交付金のほうで対応できますので、来年度の

予算では、一応準備はしているところです。
もしそういうのが、今回のことを契機とし
てもっとちゃんとやりたいという農家の方
がいらっしゃれば、ぜひ県でも支援したい
と思っております。

発生させないための取組としましては、家
畜保健衛生所が、年に1回か2回必ず回
って、直接相對で話して、ちゃんと飼養衛
生管理基準を守っているかというのを確認
しております。

今回の発生後、すぐ知事のほうから消毒
命令を出していただいて、今現在、消石灰
を発生地域からスタートしまして、順次配
りながら、消石灰のまき方の指導とかをし
ていただいております。

以上です。

○前川収委員 なかなか渡り鳥を止めるこ
とは多分誰もできないわけですから、どう
してもやっぱり外からそういった菌が国内
に入ってきて、県内にも入ってくるという
状況があること、これはもうどうしても防
ぎようがない状況だと思いますけれど、
前の南関町の発生からちょうど5年たっ
て、若干その防疫体制に緩みがあったの
かな。もしくは、いわゆるハード的に
ちゃんとやっておかなければならぬと
ころができてなかったのかとか、いろ
んな疑問もあるわけでありまして、今
消石灰をしっかりとまいていただい
ているという話でありますから、それを
毎年でもやっければ防げたのかなとい
うことも逆に考えると、いうところも
ございます。

なぜかという、これは予算の話ですけれ
ども、今回の鳥インフルエンザ防疫強化
対策事業費で、追号で2億4,200万
円の県費が出るわけですね。もちろん
国庫も出ますけれども、県費もこれ
は単費で出るのかなというふうに思
ってございまして、2億円ぐらいの
予算があれば、そういった防疫対策
のほうをハードも含めてきちっと
やっついて、全く出ない

ことはないでしょうけれども、非常に減らすというんですかね、ことをやっていかないと、これから先、何かももっともっこういった鳥インフルエンザに限らずですけども、様々な防疫、菌が入ってくる、豚熱もそうなんですけれども、同じようなことになるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、さっき言いました、御自身もおっしゃいましたけれども、ハードできちっと防げる部分があるのであれば、これからも、しっかりそのハード対策、まだあまり——基本的には、法律上は、そのハード対策の防疫対策は事業者がやらなきゃいけない、当たり前のことですよ、自分ちの中だから事業者がやらなきゃならないということにはなっていますが、補助制度があるという話もありました。

なかなか、養鶏の皆さん方は、横のつながりが薄くて、あまり連携をなさっている姿が見えてないので、それがいいか悪いかじゃなくて、そういったものの普及というか、あることがあまり知られてないという部分もあるんじゃないかなということを考えておりました。

過去に、豚もそうだったんですね。養豚の人たちもなかなか横のつながりが薄い状況でありましたが、豚熱があって、これは、国庫のほうで、防疫対策の外柵の100%補助が、たしか100%だったと思います。国庫で出したということだったと思いますけれども——100だったでしょう。100じゃなかった、50。まあ何%かの補助があったということで、それはかなりやっていただいたということではありますが、そういった家畜対策についても、発生すれば皆さんも大変ですし、何より養鶏場の方が一番大変でしょうし、これから先事業をどうつないでいくかということも大変でしょうし、やっぱり予算もかかるということですから、ぜひ、起こさない対策について、難しいとは思いますがけれども、これか

らもしっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますし、できれば、原因特定ができれば、これは、熊本県だけじゃなくて全国の中で、鳥は来るけれども、どういう媒体で入っていくのかという原因特定ができれば、起こさない対策につながるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点もしっかり国と連携しながら、熊本県にはまだ3例しか事例がないから分かりにくいかもしれませんが、全国的な規模でどういう事例があるのかも含めて、しっかり特定していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○前川収委員 はい、大丈夫です。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○瀧上陽一委員 鳥のインフルエンザに関連してでありますけれども、今回、国の防疫指針の目安である72時間より18時間早く、54時間8分で措置を完了されたということであり、県の職員の皆様はもとよりでありますけれども、関係者の皆様方に心から敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思います。

南関町の関係の方から、本当に県の皆さん方には大変お世話になったということでありまして、私に電話があつて、くれぐれも皆様方によりしくお伝えをいただきたいということでありましたので、おつなぎを申し上げたいというふうに思います。

そこで、2点、ちょっと心配しております、要望で構いません。

1つは、県の職員の皆さん方もそうでありますけれども、熊本地震があつて、今年の豪

雨があって、コロナもあって、本当に職員の皆様方にもかなりストレスもあるだろうというふうに思っております。

そのような中で、今回の対応をされたということでありまして、1つは、やっぱり健康管理をしっかりとやっていただくことが一番大事であろうというふうに思っております、それについては、心も含めたところで、ぜひともしっかりと部下の皆さん方の健康チェックを見ていただければというふうに思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。それが1点であります。

もう一点は、今回、地域支援対策本部でありますとか、支援センターでありますとか、現場事務所にそれぞれに職員さんを派遣しながらやられているというふうに思っておりますけれども、実は、昨日地域対策特別委員会でも話がありましたけれども、今市町村の職員さん、今日熊日にも載っておりますけれども、かなり厳しい状況でやっておられるということで、できれば、県の職員さんに、もし発生したところがあるならば、その発生したところの役場にも、ぜひとも職員1人でいから頂けないだろうかということでありました。

1つは、情報をしっかりと、あまり本庁とその役場で差がないようにしっかり情報を取っていききたいというのと、何が一番御苦勞があったかといいますと、やはりマスコミ対応で、もうとても自分たちは対応できなかった。ぜひとも、それぞれにお忙しい立場であろうかもしれないけれども、今後発生するようなときがあれば、各町の役場のほうにも、ぜひとも人を出していただきたいということでありましたので、この2点を要望させていただければというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○淵上陽一委員 はい。

○末松直洋委員長 ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 15ページの漁港漁場整備課の関連でなんですけど、これまでの7月豪雨とそれ以外の雨等によって、流木等が海に流れ出てということで、それにはしっかりと対応いただいております、心から感謝を申し上げたいというふうに思いますし、漁業関係者も大変喜んでいてというふうに思います。

ただ、災害関連で言いますと、やっぱり浮いているものはいいんですが、沈んでいるものがある。最近、漁網を何か破損したりとかという話もちろちらお聞きするようになってきているんですが、全体とは言いませんが、やはり漁場となっている、これまで漁場となってきた地域において、そういう沈んだものがあるとするならば、それはやっぱり漁場復旧という形でしっかりと対応をすべきではないかというふうに思うんですけども、そこら辺の情報あるいは今後の対応というのがもしあるとするならば、ちょっと教えていただきたいなと思うんですが。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

今委員おっしゃいましたように、流木等が海底に沈んでいる案件の情報も入ってきております。去年の7月豪雨の関係で、八代海の一部に、海底に流木かなんかが沈んでいると、それで漁業の網が破れるという被害が出ているという情報がありました。

そこで、現地を今年度調査いたしました。そして流木等が沈んでいることが確認できましたので、現在漂流している流木の処理は、

県漁連の委託等でやっていますけれども、それと同じ事業の中で回収作業をするということで、ちょうど八代海については、調査が終わって、今から漁業者の方に回収をしていただく作業が始まるところでございます。ちょっと強い網でまずは引いて、それで流木を引っかけて、引き上げて回収するというところで、今取組を始めたところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 しっかり対応いただいているということでございますけれども、漁業者の方が漁をされて、大体どこら辺にどう沈んでいるんじゃないかというのが、一番はっきり分かってらっしゃるんだろうと思いますので、漁業者の方々と強く連携を取っていただいて、しっかりと復旧を、スピード感を持ってやっていただくようによろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○荒川知章委員 今の吉永先生の質問に関連なんですけれども、今魚がほとんど捕れないというか漁獲量が急激に下がって、芦北でもエビがなかなか捕れないということで、今大変苦しんでらっしゃるんですけれども、昨年の7月豪雨で、流木もそうなんですけれども、土砂が堆積して、その影響で、また魚とかエビとか捕れないという、そういうのも影響している可能性もあるかと思うんですけれども、そういうところは、原因の一つとして、県のほうで、それが原因であろうというような調査とか、そういうのは何か対応とかされているんでしょうか。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございま

す。

芦北のほうからも、漁連等を通じまして、そのようなお話を伺っております。水研等でそういう調査ができるのか、内容をしっかりと伺って、対応できる部分については対応していきたいと思っております。

現在、県のほうでも、エビ等の放流等事業でしっかり対応しながら、より効果がある放流方法とかも検討しているというところでございますので、併せてしっかりそういう漁獲の補助に向けて頑張りたいと思っております。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

漁獲量の低迷で、かなり地元でも深刻な問題になってまして、後継者の——なかなか自分の息子とかに跡を継いでくれと言えないというような話も出てますので、しっかりと対応のほうをよろしく願います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○荒川知章委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 私も8ページの鳥インフルエンザの対策で、経営安定資金助成費のことでお尋ねしたいと思います。

御意見があつているように、私も、迅速な対応、そして延べ1,600人を超える職員の皆さんの昼夜問わない御尽力、大変敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

それで、私がちょっと制度に詳しくないので教えていただければと思うんですけれども、「影響を受けた畜産農家の経営再開又は維持に要する資金に対し」と、この影響を受けたというところなんですけれども、もちろ

ん移動制限区域、殺処分が行われた農家は、大きな影響があったと思うんですけども、搬出制限区域であるとか、そこには、肉用鶏、5つ農場とか、採卵の、卵ですね、8農場であるとか、種鶏とか、そういったところも掲載されておりますけれども、こういったところも影響を受けたというようなことで該当しているのか。あるいは、その風評被害が起こっているのかどうか分からないんですけども、販売価格への影響という点では、卵も含めて起こってイヤしないかというのをちょっと心配したりはするんですけども、そうしたところなんかについては、影響を受けたというようなところに該当するかどうか、お尋ねしたいと思います。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

今御質問ございましたこちらの融資について御説明させていただきます。

まず、こちらのほうは、既存の制度がございまして、まず、家畜疾病経営維持資金、また運転資金等の農林漁業のセーフティーネットの資金がございます。こちらのほうは、まず、発生農場につきましては、経営再開としまして、飼料代、またひな購入等、こちらのほうを手当てするということで制度化されております。

また、今御質問ございました風評を含めまして影響が県内に及んだとした場合仮定して、それで算定した部分ということで融資枠を20億円ということで設定させていただいております。ですので、制限区域内、制限区域外、それぞれ経営継続、また維持に要する部分について、資金を手当てするということになっております。

ただ、過去の事例で言いますと、発生農場だけの資金の手当てというところの結果にはなっております。ただ、そういった影響があるといったところで御相談があった場合は、

こういった制度があるということで御紹介させていただいているところです。

説明は以上です。

○山本伸裕委員 実際、当該養鶏のほうは、肉用鶏というようなことだったと伺っているんですけども、風評被害で影響が出るということで考えれば、その卵なんかも、可能性としては、その価格の低下とか受ける可能性があるのかなと思ってたんですけども、実際そういう状況は、今報告は来てないわけ。

○加藤団体支援課長 団体支援課です。

今そういったような影響があるといったところの報告はございません。

以上です。

○山本伸裕委員 以前の鳥インフルエンザ発生した際に、価格が下落した際の下落した分に対しての一定の補填みたいな制度があったかと思っているんですけども、今回は、その制度は今のところはないということですかね。

○上村畜産課長 発生農場周辺の移動制限区域内の他の農場が影響を受けた部分につきましては、制度がございます。

以上です。

○山本伸裕委員 分かりました。

やはり発生した農場だけでなく周辺の養鶏農家なんかに対しても、影響の状況なんかをきめ細かくちょっと様子を確認していただければと思いますので、またよろしく願います。

あと1点、別件でよろしいでしょうか。

これは、6ページになりますけれども、畑作営農の大規模化に対応するための機械導入に対する助成と。

先ほど御説明があったのは、バレイショの

選別機というようなお話だったんですけども、ちょっと私、申し訳ない、詳しくなくて。どういった条件で、どういう機械に対して、どれぐらいの補助が助成されるのかというようなことについて、ちょっと教えていただければと思います。

○楮本農産園芸課長 この事業につきましては、国の事業でございまして、バレイショを中心に、畑作農業、露地野菜が中心になりますが、そういった部分の規模拡大をされるに伴いまして、機械等が必要な場合の補助ということになっております。

補助率につきましては、国が2分の1を補助するというところでございまして、毎年当初で要求をされておりますけれども、今年度、追加でバレイショの機械というようなことで要望がございましたので、今度増額の要求をさせていただいているというようなところでございます。

説明は以上でございます。

○山本伸裕委員 ありがとうございます。

よく私が農家からお話伺うのが、助成なんかが大規模化が条件というのが結構多くて、だから、家族経営とか中小零細のところでは機械を購入したいとかというようなことを考えても、なかなかやっぱりそれは難しいというお話を聞いたことがありますものですから、この助成も、やっぱりその大規模化ということが条件になっているようなので、その機械そのものが、かなり大型の機械を対象にしているのかなというようなことで思ったりはしたんですけども。

いずれにしても、やっぱり家族経営なんかの農家も含めた必要なコストに対しての支援みたいなのが、大規模化にかかわらずやれたらいいなというようなことは思ったりしているものですから、ちょっとお尋ねしました。

○楮本農産園芸課長 基本的に、国の事業につきましては、規模拡大、そういった分の意欲的な農家に対しての補助というのが基本的に原則でございます。ただ、一方で、委員御指摘のような農家というのは、当然いらっしゃいます。県単事業につきまして、国で拾えないような要件で、そういった方々も対象にしながら、できる限り支援を今実施しているというようなところでございます。

説明は以上でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

○磯田毅委員 8ページをお願いします。

私たちも、人のコロナのワクチンというのは、8割以上接種が終わって、少し安心しとるわけなんですけれども、この豚熱ですね。豚熱は野生イノシシが介在するということで、今多分兵庫県ぐらいまで南進してきているかと思っておりますけれども、熊本県、九州にこういった豚熱が野生のイノシシを通じて感染が来るのかというのは、私は少ないかなと思っているんですけども、それが1点と、もう一つは、ワクチン対策というのが、コロナには今一番有効となつとるわけですけども、この鳥インフルについてのそういった——イノシシには、今ワクチンが出ているわけですけども、鶏へのワクチンの開発研究というのは、どれくらい進んでいるわけなんですか。

○上村畜産課長 まず、豚熱の件でございます。

おっしゃるとおり、九州内に入るのは、今のところはあっていません。海を渡ってくる必要がありますので。ただ、九州に入ったら、もう本当に、九州内は特に養豚が多いですので、鹿児島、宮崎、熊本もですね。なので、できるだけ入らないように、もう本当に

一生懸命やっているところで、先ほどの予算につきましても、もし万が一入ったときに、いち早く察知するための準備をしているというところがございます。

もう一つの鳥のワクチンの件ですが、ワクチンは、実はもうございまして、国のほうでも備蓄はしてあります。ただ、ワクチン非接種の清浄国ということ、やっぱり日本としては守りたくて、それがないと輸出についてもすごく条件が悪くなってしまうので、実は、天草大王とかも輸出しているのがしばらく止まるということもありますので、できるだけワクチンは接種しないでやるという方向で今のところ動いているところでございます。

以上です。

○磯田毅委員 豚熱の場合のワクチンというのは、私は、2年ぐらい前に出始めたときに、ワクチンで早く潰しとかぬとかぬとじゃなかったのかなと思ったところが、やっぱりその豚肉の輸出の清浄国から外れるということで、輸出にとって不利と。で、鶏の場合も、よその外国ではどういった対策が取れとるでしょうか。

○上村畜産課長 昨シーズンも今シーズンもですけども、東欧諸国とかヨーロッパでも、すごく今鳥インフルエンザが発生しております。ただ、あちらも、やはり殺処分によって、ワクチンを使わないやり方ということで、そういう防疫体制を組んでいるところがございます。

ちょっとここでは覚えておりませんが、一部の国でワクチンを使っている国はあると聞いていますけれども、基本的にワクチンを使わないやり方が主流でございます。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○楠本千秋副委員長 まず、7ページですけども、まず、鳥インフルエンザ、迅速な対応、職員の皆様、関係者の皆様に、まず感謝を申し上げたいと思います。

熊本は、農村部門でも、畜産部門は、かなりウエートが高く、頑張っている状況だと認識しているんですけども、それを手助けするのがこの畜産クラスター事業だと思います。

この事業を受けるには、それなりの条件、目的、いろいろテーマというか課題があるんですけども、それをやって、その財産の処分あるいは施設の処分というので返納するという、この状況をちょっと細かく御説明していただければと思いますけれども。まず、財産の処分というところ。

○上村畜産課長 まず、7ページの説明欄1のクラスター事業国庫返納金でございますが、こちらは、事業で取得した財産というのは、今回乳用牛でございます。熊本地震が発生したときに、国のほうの対策としまして、地震クラスターというのができました。その中で、特別に乳用牛が導入できるという対策がございました。当時、導入された農場が結構ございまして、補助金の中で導入したものを勝手に処分しちゃいけないというルールがございまして、その中で、実は農家の方、報告なしに今回処分されていた方がいらっやいまして、それがちょっと今回補助金返還の対象になってしまったということで、その分の返還でございます。

施設のほうは、2番と3番でございますが、これは、天草の肥育検定施設がございまして、そこが、農協合併の関係で採算が悪い部分をできるだけカットしていきたいという話がありまして、ほかに使えないかということで地元でも大分協議をしたんですけども

も、先に処分をしたいということで、もう少し処分制限期間が残ってたんですけども、今回処分することになったわけでございます。

以上です。

○楠本千秋副委員長 勝手にというお話ですけども、その導入とかそれを受けるときに、その辺の説明というか、理解されているんですかね。

○上村畜産課長 十分説明はしておりますが、たまに出ますので、令和2年におきましても、協議会宛てに文書をしっかり出したのと、あと農場にもそれぞれ回って、こういうのを勝手に処分しちゃ駄目だよというようなことをしっかり伝えてはいたところなんです。その後、こういうのはないよねという再確認もしたこともあるんですけども、それが大分後になって出てきたということでございます。

以上です。

○楠本千秋副委員長 今言うようにすばらしい事業ですし、それぞれの農家にとっては大変なことです。ひとつ、その辺の導入に当たっては、十分な説明とその辺の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第20号及び第34号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

その他報告資料①をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響についてでございます。

1ページをお願いします。

表の左から2番目、影響額の欄の一番下の(計)の欄を御覧ください。

令和3年8月から10月までの3か月間の影響額は4.4億円となっており、昨年度の同時期の影響額24.5億円と比較すると、影響額は縮小しております。

品目別に影響が大きかったものは、米、牛肉、養殖魚の順となっております。

一番上の四角囲みの説明欄を御覧ください。

3つ目のマル、令和2年1月から今年10月までの影響額合計は、139億円となっております。依然継続的な影響が見られる品目もあり、引き続き支援策を講じていくことが必要となっております。

2ページをお願いします。

これは、農林漁業者に対する支援策について、県だけでなく国等の支援策を含め、総合的に取りまとめたものです。この支援策一覧につきましても、関係団体を通じて周知、活用促進を図るとともに、県のホームページに掲載し、随時更新しております。

今後も、生産者や団体等との意見交換、連携強化を通じまして、適時適切な支援を講じてまいります。

次に、その他資料②をお願いします。

災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について報告いたします。

この報告も、毎議会ごと、当委員会と建設常任委員会で報告しているものです。

1ページをお願いします。

まず、1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況です。

上段のグラフが県事業、下段のグラフが、参考として市町村事業をおつけしています。

上段の県事業ですが、土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円のうち、令和3年10月末の契約額は227億円で、46%が契約済みとなっております。

2ページをお願いします。

2、防災・減災、国土強靱化事業の進捗状況ですが、全体事業費179億円のうち、令和3年10月末の契約額は138億円、77%が契約済みとなっております。

次に、下段、3、県工事の不調・不落の状況についてです。

まず、①年度別の状況です。

折れ線グラフが、不調、不落の発生率となっております。一番右が、令和3年度11月末ですが、15.2%となっております。

3ページをお願いします。

②月別の状況です。

同じく、折れ線グラフが、不調、不落の発生率です。一番右が、11月になりますが、22.0%まで上昇しています。

最後に、③発注機関別の状況です。

表の一番下の欄を御覧ください。

金額が大きい本庁と災害復旧事業が集中している球磨、芦北地域において、不調、不落の発生率が高くなっております。

農林水産政策課は以上です。

○吉住むらづくり課長 報告資料③をお願いします。

令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害状況について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

左下の折れ線グラフをお願いします。

本県の鳥獣による農作物被害額は、平成22年度の8億4,500万円から減少傾向にありましたが、令和2年度は、5億4,800万円と、前年度から1,800万円、比率にして約3%増加しました。鳥獣種別に見ますと、イノシシ、鹿の被害が増加しました。カモは横ばいで、ヒヨドリは減少をしております。

2ページをお願いします。

地域別に見ますと、特に天草と八代、それと菊池と玉名でイノシシの被害が増加しております。それから芦北で鹿の被害が増えとるというようなことでございます。

次、3ページをお願いします。

3ページ、左側中ほどに赤い字で、令和2年度のイノシシ、鹿の捕獲数を載せております。合わせて5万9,600頭程度ということで、前年から2,800頭程度ほど増加しております。捕獲は冬に多いと聞いております。次年度以降の被害軽減につながってくるのではというふうに考えておるところでございます。

続きまして、4ページでございます。

4ページは、被害状況の写真を添付しております。

依然として、露地野菜のカモ被害、それからイノシシ、鹿による被害が続いておるといようなことでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

被害額が増加した要因としましては、増加地域につきまして、令和2年7月の豪雨の被害地域と重なっております。そういう地域では、土手が崩れるなど、侵入防止柵が崩れたりして侵入しやすくなってしまったということが1つ要因として考えられるということでございます。それから、集落内での人流がコロナ禍で減少したということで、野生鳥獣が集落の中に侵入しやすくなったのではないかとこのように考えております。

続きまして、6ページをお願いします。

6ページにポンチ絵をお示ししておりますが、熊本県における農作物への鳥獣被害対策の取組ということで、全体的なイメージ図を示しております。

まずは、えづけSTOP！対策ということで、①ですが、これは、集落の中に放置果樹とか収穫残りの野菜、それから供え物などをなくして無意識な餌づけをやめると、集落内をきれいにして、やぶとかも取って、集落内に侵入しにくくするというのが1番、それから2番は侵入防止柵、それから3番目に有害鳥獣捕獲ということと、そのジビエ利用ということで対策をしておりますが、今回増えた原因としましては、3番の有害鳥獣捕獲は増えておりますが、1番のえづけSTOP！対策、侵入防止柵の崩れ等で、農地に有害鳥獣が侵入しやすくなったのが原因ではないかというふうに考えておるといところでございます。

むらづくり課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございま

す。

林地開発許可制度実施要項の改正について御説明させていただきます。

まず、梓下1の林地開発の森林法における位置づけについて、知事は、災害のおそれがないことなど4つの基準を満たせば許可しなければならないと規定されています。

2の南関ソーラーファーム事案を通じて表出した課題については、①許可条件である防災施設の先行設置が遵守されなかったことということで、防災施設というのは、洪水調整池ですとか排水施設などを指すものでございます。

②開発行為者が行う防災施設の先行設置を確認する仕組みが県になかったこと、③としまして、行政指導から監督処分への移行手順を明確に示していなかったことでした。

また、さきの9月議会の代表質問において、知事に、現行の許可要項を改正し、防災工事や造成工事の段階ごとの県の検査の義務づけや、工事中止、許可取消しの行政処分に速やかに移行する基準を定めることについて答弁をいただいたところです。

そこで、一番上の黄色の枠囲みです。

現在、林地開発許可において、開発行為者が守るべき基準の厳格化、手続の明確化を図るため、要項の全面改正を行っております。

主な改正の内容としては、朱書きの6項目で、(1)開発行為者の責務の明確化として、土砂流出をさせないよう万全の予防対策を講じるよう規定しております。

(2)防災施設の先行設置の義務化及び県による段階確認制度を導入し、県の確認を受けなければ次の工事に移れないことを明文化しております。

(3)林地開発施工管理基準の明確化として、工事の適正化を図るための技術的基準を制定しております。

(4)施行状況報告の追加及び県の防災点検の実施として、災害の危険性の高いような施

設につきましては、これまで梅雨前1回やっております点検に加え、台風期前も実施することとします。

(5)災害発生時の地域の安全確保義務を明文化、(6)工事中止や許可取消しの行政処分について、これまで要項に記載してなかったことから、それを明記し、県の態度を明確にすることで、開発行為者等に注意を喚起してまいります。

改正については、年内に決定し、関係者への周知を行った上で、令和4年2月1日施行を予定しています。

公表については、県ホームページへの掲載と記者発表を行う予定です。

なお、裏面に改正のポイントを記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上が改正内容です。よろしく願います。

○末松直洋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。何かありませんでしょうか。

○前川収委員 3番の令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害状況についてと今の林地開発についてちょっと質問したいと思っておりますけれども、まず、鳥獣被害の件なんですけれども、今年少し増えたと、昨年と比べると増えてきているというお話でありました。防護柵や電柵等で、まずは入らない対策をしっかりやっていただいたと。その上で餌づけもやめましょうという話をしてきましたが、結局、この繁殖力の強さというんですかね、よく最近話を聞くのは、イノシシは、もう豚と交ざって、豚みたいな繁殖力になっているという状況であるので、1年に何回も出産するし、1回に10頭ぐらい産むという話すらあるという状況で考えると、どうしてもやっぱり捕獲をしていかない限り、どんなに電柵と

か柵で守っても守り切れないと。つまり、どっちが柵の中にいるのか外にいるのか、人間が柵の中において、外がイノシシなのか、鹿なのか分からないぐらいの話に、結果として、この先なっていくんじゃないかというような危惧をいたしております。

私は、以前から、農林水産大臣に直接お会いするときには、鳥獣被害を——やっぱり捕らないかぬから、捕ったら1頭5万円ぐらい補助金を出してくれと、そしたら、みんなで一生懸命捕り始めるから、それをずっととは言わないと、2～3年でもいいから全国一律5万円ですべてやってくれれば、劇的に減らすことができますよという話を何回もしてまいりましたけれども、なかなかそれはできておりません。それは結構ハードルの高い話であることはよく分かっておりますけれども、そういう考え方でやらないとなかなか先に進みませんよということの事例としてお話をしているわけです。

そこで、県内でありましてけれども、国からの1頭当たりのイノシシの場合は7,000円ですね。大体の市町村が同額の7,000円を補助しています。県から1,000円、1頭当たり補助しています。菊池では、私の菊池森林組合が鹿に限ってプラス2,000円やっておりますして1万7,000円、その市町村によって額がばらばらでありまして、全部が一緒ではないということで、それをまだあまり県でも把握なさってなかったという現実がございました。

それから、じゃあ支給対象者は誰なのかということ、直接殺処分をしてジビエに持っていく人なのか、捕った人なのか、要は鉄砲撃つ人ですね、鉄砲で絞める人なのか、捕った人なのか、これも実は市町村によって少し違ってまいります。今でも違ってまいります。

鹿もイノシシも市町村の境界はありません。ここから先は山鹿市ですと、ここから先は菊池市ですなんて、そんなことを野生動物は全く関係なく自由に行ける範囲で移動する

わけですから、ある程度市町村の裁量というのがあることは十分分かっていますけれども、どんなに山鹿が厳しく捕られても、菊池に来られたら同じことになってしまう、移動するわけですから。しかも、瞬時に彼らは、彼らというかな、移動しちゃうと思います。

ですから、ある程度県内で全体把握をしながらやらないと、どこかの地域が一生懸命捕獲処分をやりましたと言ったって、そしていなくなったなあと言って喜んでたら、隣に行ってるんですね、大体。いつかしたらまた戻ってきとるとかね。

あと防護柵をしっかりとやりましたと言って、その地域は守られたら、その次の隣の地域でばんばんやっぱり入っていくという、そういうことも現に私は現場で、地元でも見てきました。もちろんそれは、防護柵の話は、それぞれの市町村の単位の話でしょうけれども、これもやっぱり市町村の境界はないわけですね。

そこでであります、やっぱり捕獲対策をしっかりとやるということが重要だということは、県のほうもしっかり御認識いただいていると思いますが、全て市町村で――県は1,000円しか出しとらぬけん、あんまり言われんですもんという話じゃなくて、市町村の境界がない事業です、これは。はっきり言って、相手がどこでも行くわけですから。住所登録しているわけでも何でもないので、自由に動き回りますから。やっぱり県が、広域的な考え方の中で、捕獲処分についてしっかりとやっていくということが必要だと思います。

そのためには、県内市町村の現状、どういう対策をなさってらっしゃるか現状把握をしっかりとやっていただいた上で、県のほうで全部まとめてくれとは言わないけれども、やっぱり統一感のある形をつくってもらいたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

現状、市町村の協議会が主に対策を練ってやっているとこのような状況でございます。

今度、鳥獣特措法が9月に施行されて、県の広域的な役割が強化されたというところでございます。法律的に位置づけられましたので、県のほうでも、市町村を仲介して、一律とは言いませんけれども、整合性の取れたような対策にしてもらうような立場に法律上もなったということもございます。しっかり町村のどういうところが違うのかというのを聞き取りをして、じゃあ対策を一緒に取っていきましょうと、やっぱり町村境とか捕獲手薄にならないように、両町一緒にやっていきましょうと、そういう動きができるようになりましたので、今後もしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○前川収委員 やっと県の役割が位置づけられたということではありますが、実はこれまで、市町村の横の連携、例えば、うちがどうしてます、隣はどうしてます、それすら全然知らない、お互いに。やり方もばらばらです。どっちがいいかを言ってるんじゃないですよ。やり方がばらばらですね。ですから、隣の町はこうしてます、隣の町はこうしてますというのが、全然統一感がない。統一感がないまではいいけれども、それをお互い知らないんですね、連携してないので。

ぜひこれは、本当は県同士でも連携しなきゃならないことだと私は思ってます、さっき言ったように、鳥獣は全部移動していきますから、そこをしっかりと守っていくという状況の中においては、今度、例えば菊池市が、一定期間、今捕れば3万円にして、一生懸命捕る強化月間ぐらい、本当そういうことやってほしいんですよ、私は。どんとやりましょ

うという話ぐらいをやろうとしても、菊池でやっても山鹿がやらなければ、お互い隣同士だから言ってるんですけども、あまり意味がないんですね、阿蘇もそうですよ。

やっぱりお互い隣接している地域で、特に山が繋がっている地域であれば、一緒にやってもらわないとあまり意味がないという状況になりますので、ぜひ、これからしっかり県の役割というものを担っていただきながら、鳥獣被害、餌づけ対策や、それから侵入防止柵、これはとても大事であります、抜本的にやっぱり有害鳥獣を減らすということ、そのことに視点を置いた取組をしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、どうぞ今後も経過の報告をしていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

要望で結構です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○前川収委員 もう1つと言ったでしょう。すみません。

さっき言ったとおり、林地開発の制度についてもちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

これ、南関町の例の南関ソーラーファームが一つのきっかけになったわけですが、菊池の振興局の林務課が、この林地開発の所管でありました。何度も何度も相手業者に対して指導しに行っても、もうほとんど構ってくれないというかな、無視ですよ。挙げ句には、漁協からまでやかましく言われて、言うのが当たり前ですよ。こういう状況が危ないんだからという状況があっても、結局、林地開発の許可権者である県が、ほとんど無力だったというんですかね。もちろん業者が悪いんですけども、それをきちっと指導することができなかつたという状況からすれば、

今回このような改正をしていただいたということによって、悪質なそういう林地開発の行為がなくなる、法に基づいてしっかりやっていたことができるようになるというふうに思いますので、そこはとても感謝をいたしております。

ただ、やっぱり人が動くんです。これは、制度がどうであれ、その制度をしっかりと守らせるようにやるのは、やっぱり人の仕事で、県職員の皆さん方の仕事でありますので、そこは制度が変わりました、その後、より毅然とした態度で、この運用に当たってもらいたいというふうに思っております。

そもそも林地開発の森林法における位置づけで考えれば、おそれがないことが要件であれば、おそれはみんなありますよ、どこだって。土砂流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがないことというのが、許可の要件ですよ。どう考えても、あの山の上に造っているソーラーパネルの施設が崩壊のおそれがない地域とは、少なくとも私はどう考えてもそこは見えない、そういうふうには見えないと思っております。水害がないことも、おそれがないと。それもなかなかそう簡単におそれがないとは私は言い切れない。おそれがあると。みんなおそれがあると思っておりますよ。県は、おそれがないと思っても。

ですから、この林地開発の実施要項の改正の中で、これ位置づけについては変わらない、今までと同じでありますけれども、これらの位置づけについても、やっぱり厳しく見てください。おそれがないことのあかしは、なかなか簡単ではないですよ。簡単にちょっとで——もう私実態知ってますから。調整池は、ちょちょちよつと穴掘って、ここは調整池ですと、そこから先の水、末端水がどこに行くんですかって、ため升に、中にこう浸透式にしておりますとかね、そんなのすぐ詰まるじゃないですかと、一般の住民が見ればすぐ分かるんですね、その常識がね。

ですから、ぜひ、あの運用について、どう
いう覚悟で運用されるのか、どなたが担当か
分かりませんが、お答えいただければ
と思います。

○中尾森林保全課長 森林保全課です。

今御意見いただきました、特に、制度を運
用する上での県職員の同じような対応を、同
じような事業者に対してしていかなければ
ならないというようなことで、今回要項を改
正しましたので、その辺を振興局もしっかり
研修会をしながら、同じ目線で県下同じよう
な指導を行っていききたいということで、事業
主にも今回負担をかける部分が多々ありま
す。その辺もしっかり事業者の説明して、理
解を求めながら、特に県民の安全、安心を確
保していきたいというふうに思っております。

以上です。

○前川収委員 頑張ってください。期待して
おります。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 私も、4番の林地開発許可
制度要項改正についてお尋ねしたいんです
が、今前川委員言われたことを、私も本当全
くそうだというふうに思っております、そ
れで、私も、いろんなところ、現地を伺っ
ているんですけども、やっぱり、主にメガソ
ーラー設置を目的とする大規模な山林の皆伐
とか、そういったことが、農地被害であ
るとか、土砂崩落であるとか、河川の汚濁で
あるとか、そんな状況をつくり出してきて
て、これはもう本当に住民の安全、財産に関
わる重大な問題だなというようなことを考
えております。

それで、確かに御説明にあったとおり、こ
の4つの基準を満たせば開発行為を許可しな
ければならないというような規定であります
けれども、さっき言われたとおりだと思うん
ですけども、例えば、その盛土であるとか、
あるいは先ほどもお話があった貯留施設
からの排水、こういったことについての対応
がきちんとしてなければ、おそれが少なく
とも増長するといいますか、リスクが高まる
というようなことは、もうはっきりしてると思
うんですよ。

だから、そういう点では、明確に、例え
ば、その貯留施設からの排水なんかにしても
その蛇籠にそのまま垂れ流しにしますだ
とか、もうふだんは水無川でそこに排水しま
すとか言われても、もう何かそういうところ
の、例えば流下能力がどうなのかというよ
うなことなんかも含めて、やっぱりこれどう
考えてもより危険が増すなと思うようなところ
については、私ちょっと、この要項というよ
うな位置づけじゃなくて、条例で、法令の位
置づけで、規制というか、厳しくその条件を
定めていくべきじゃないかというふうに思
うんですけども、それはどうでしょうか。

○中尾森林保全課長 森林保全課です。

確かに、非常に最近雨が激甚化して頻発化
しているという状況にあります。そういう中
でも、やはり防災点検というものを、これま
で、梅雨の前に行いながら、沈砂池ですとか
洪水調整池に土砂がたまっていないとか、き
ちんと点検等を確認しております。

今回、さらに台風前も行うということで強
化して、そういったリスクを取り除きたいと
いうふうに思っております。

ただ、議員御指摘のとおり、より規制の高
い条例でと御意見いただきましたけれども、
今熱海の盛土の災害以降、国のほうにおい
ても、そういった盛土を規制するような法の制
定というものを次の来年の通常国会で提出と

いう国の動きもございますので、また県におきましても、盛土のPTをつくって、関係課が一緒になっているような課題と条例検討も含めてやっているところがございますので、またそういった動きを見ながら、まずは、我々一番先にできることをまず最初にやろうといったのがこの要項改正でございますので、引き続き、より強制力あるような仕組みにするかどうかについては、ちょっと今後の動きを見ながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山本伸裕委員 今回の要項の改正については、やっぱり前向きの積極的な方向であるというようなことは、私もそう思っておりますので、そのことを前提として、先ほど申し上げた、例えば排水施設の問題であるとか、盛土の問題だとか、あるいはその河川の汚濁だとか、あるいは住民合意だとか、そういったことになると、もう森林保全課だけでなく、環境のほうだとか土木のほうだとかも関わってくる問題だと思うので、これはちょっと、南関だけでなく、各地で既に深刻な問題というか、住民の反対の声だとか起こっておりますので、各部署横断的に条例の検討なんかも含めてしっかりしたその安全、財産、生命を守る立場からのルールづくりというのを検討していただければと思いますので、これはよろしく要望として。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から、常任委員会

ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

については、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○前川収委員 今回の予算の説明も何ら説明がありませんでしたが、ハイヤ大橋の状況について、少し確認をしておきたいと思います。

一般質問の中でもちょっと出たと思いますが、12月24日だったか、25日だったか、そのクリスマスの時期ぐらいまでには、今止めてる状況が開通できる、車のほうも開通できる状況になるということで、非常に厳しい環境の中で頑張ってお早くやっただいていいることについては感謝をしたいと思えます。

ただ、なぜあんなったのかという、その原因がしっかり分かっているのか、そしてその原因があれば、今後どうやってその対策をしていくのか、全てが12月の終わりぐらいまでに完結するのか、取りあえず通しながら、まだこれからも調査をし、そして抜本対策もやるのか、その辺の中身が少し分かりづらいので、ちょっと説明をいただければと思います。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

ハイヤ大橋につきましては、今とにかく車

が通れない状況だものですから、通れるようにしようということでの応急対策工事を進めております。それが、24日には通せるような状況になりますので、まずは24日を通すということで進めております。

そして、あと、抜本的な対策については、技術検討委員会を設置しまして、原因究明をしながら今検討を進めているところがございます。復旧、抜本対策をどのようにするのか、原形で復旧していいのか、それとも工法を変えるべきなのか、原因を確認して、究明した上で、適切な対策を決定して進めていきたいと思っております。

今調査を順次進めております。設計の内容、あるいは施工の状況、そして使用している資材の状況、材料の状況、それを全て確認しまして、原因究明をして、適切に長期間安全に使えるような橋梁抜本策を設計して、対策を進めていきたいと思っております。

○前川収委員 応急処置で取りあえず24日、これはもうありがたいことで、早く通してほしいし、危険な状況ではないような状況には取りあえずはなるということでしょうけれども、今のお話では、抜本対策ではない、原因も分からないと、まだ調査中だということでもありますならば、ぜひきちっとした原因調査をしていただき、それに対してどう対応するのかということも含めて、まだこれからだと思いますけれども、委員会にも御報告をいただければと思っております。24日の日に、開通しました、ああよかったよかったと、それで終わってはならないし、終われない話でありますよ、これは。僅かまだ30年もたっていない橋がこのような状況になるというのは、非常に、公共物としてもゆゆしき状況だと思えますので、きちっと対応していただきますように御要望いたします。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○淵上陽一委員 農地の中間管理機構に関する賃料支払い等の手続等について、ちょっと御要望をと思っております。

実は、鹿本の農業法人の方々と意見交換をさせていただきました。御案内のとおり、大変今年米の値段厳しかったわけでありませぬけれども、今現状、農地の中間管理機構が賃借料を法人から引き落とすというのが11月15日だそうです。JAからの米の概算が支払われるのが11月25日、ここで10日間ぐらい差があるわけでありまして、法人の人たちは、一番金のないときに金を支払わんといかぬものですから、一旦JAから金を借りて、そしてそれを支払ってというような状況になっているわけでありまして。以前、JAは、円滑事業でやっておられて、その当時は、12月に引き落としがあつて、12月に支払いができなかったということでありまして、その11月15日からの引き落としを11月25日と、この10日間ぐらいを何とか待っていただく、もしくは手続を早くして、もちろん貸してる人たちに支払いを早くやらんといかぬわけでありませぬから、ここを何とかしてもらえないかという要望が多くあつておりましたものですから、何とか検討いただければというふうに思っておりますので、もうこれは要望で構いませんので、よろしく願いしときます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

○磯田毅委員 つい最近のことですけれども、私の周りのトマト農家でちょっとノイローゼぎみの人が出てきておるというのを聞いたところ、黄化葉巻病というウイルスの病気がひどいということで、地元農協にその被害調査の結果を聞いたところ、もうびっくりするぐらい平均で16%と、耕区ではもう半分近

くが罹病しているということで、これはきつと大きな影響が出てくるだろうと思って、昨日、実は振興局のほうに話したんですけども、県としても、対策会議を立ち上げて、もう既に1回開いとるということで、この生産者も含めたその対策というか、なかなかこうしにくいわけですので、そういったその対策、2回目、3回目と多分対策会議があると思いますけれども、そういった熊本で一番のリードする野菜ですので、何らかの対策を早急に立ち上げんといかぬなと思う。そのところは、今どういう状況でしょうか。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今年度は、黄化葉巻、委員御指摘のとおり非常に発生が多いと。天候が、非常に気温が高く、降雨が少なかったというようなことから来ているのかなというふうに思っております。特に、委員の八代地域が非常に発生率が多いということで、発生につきましては、先ほど申されたような数字かなというふうに思っております。

ただ、一方で、発生が少ない地域もあるというようなことでもございまして、これは非常に昨今トマトの価格が安かったということで、これまで取られてきた対策が徹底されていない部分というのが一つの要因かなというふうに思っております。そういうこともございまして、それぞれの主産地の振興局におかれましては、まずは状況の把握をしていただいたところでございます。

次に、先ほど申されたような県全体の対策会議を11月22日に開催をしたところでございます。その後、各地域に持ち帰っていただきまして、また、地域での対策会議等々をされているというようなことを聞いてございます。

特に八代地域につきましては、関係団体、J A、市町村、生産者の方々を含めた対策会

議を実施されたということで、基本的に皆さんできちっと対策を守っていこうというようなことで今後進めていかれるというふうに聞いてございます。

一方の発生状況でございますが、12月になりまして気温が低くなってきたというようなこともございまして、発生は今進んでないといえますか、収まってきているような状況というようなことで聞いてございます。

ほかにも発生がひどかったところにつきましては、やはり植え替え等々の相談もあっているというようなことでもございますので、そういった部分の経営の対策、技術対策につきましては、振興局を通しまして、しっかり指導をしていきたいというふうに思っているところでございます。

説明は以上でございます。

○磯田毅委員 よろしくお願ひします。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 鳥インフルエンザの防疫業務の職員派遣の問題に関連してお尋ねしたいんですけども。

野球大会参加者への配慮を求めるメールが送られていたということに関しての報道が、一斉にテレビ、新聞などで流されました。そのきっかけは、県に匿名の文書が送られてきたということで、その内容というのは、そのメールに対する、内容に対しての疑問を呈する文書だったというようなことですが、こうした内部告発を行ったその当事者の方は、相当強い覚悟といえますか、相当な勇気を振り絞って行動に出られたんじゃないかなというふうに推察するところなんですけれども。これに対して、農林水産政策課の回答として新聞で紹介されているのは、インフルエンザ対応への影響は少なかったと考えているが、事

実関係の詳細を確認したいというふうに回答されているのが報道されております。

私としても、ここはぜひ事実関係の確認をしっかりやっていただいて、職員に対して丁寧に返していただきたいというふうに思っているんですよ。というのは、犯人捜しというようなことではなくて、こうした疑問の声が一部の声なのか多数の声なのか、私は知る由もないんですが、ただ、疑問の意見が存在するという事は、もう明らかになってしまったわけで、そういう点では、やっぱり事実関係詳細を確認した上で、その職員の皆さんが納得できる形で返していくということが、職場のいろんな不信であるとか、亀裂であるとか、それを直して、やっぱり信頼関係取り戻していく上でも大事ではないかなというふうに思うんですよ。

そういう点で、ぜひ——この多分深川課長のコメントではないかと思うんですけども、確認したいと回答されているわけで、確認した上で、職員にそのことをどう報告していくかというようなことなんかについてもしっかり対応していただきたいと思うんですけども。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課からお答えさせていただきます。

この野球大会は、九州各県の農業土木職員の親睦大会でございまして、九州各県が持ち回りで開催しており、今年、休日である12月4日土曜日に、熊本県が世話役となって開催したというふうに聞いております。

国や関係団体にも動員をお願いしている中、鳥インフルエンザの対応よりも野球大会を優先するかのような報道もございましたが、事実を確認させていただきますと、メールには、鳥インフル対応を優先に職員の動員を行っていただくのは当然です、また、参加者が確保できない場合には中止するというふうに書かれておりました。

投書を受けた後、農林水産政策課のほうで事実を確認いたしました。野球大会の当初の参加予定者は26名でございましたが、うち6名は防疫活動と重複し野球大会には参加していませんでした。野球大会に参加した残る20名につきましても、ほぼ全員である19名が防疫活動に参加、あるいはノミネートした上で野球大会に参加しており、県の防疫活動自体には支障は出ていないというような事実を確認しております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○山本伸裕委員 私の質問の趣旨は、言いましたように、もし、職場、職員の中で、信頼関係であるとか、そういったところで、無用の亀裂というか、そういうのがもし生じているとするならば、これは、やっぱり何ていうか、それを埋めていく必要があるんじゃないかというようなことで、ぜひ皆さんが納得できるような報告を返していただければ、いただくことが望ましいんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○山本伸裕委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかに何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、これをもちまして第6回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

農林水産常任委員会委員長